



■職員の時間外勤務の状況

本市職員における職員 1 人当たりの各年度時間外勤務時間は、2018 年度まで減少傾向にあったものの、2019 年度は令和元年東日本台風の影響で、増加した。2020 年度、2021 年度については、新型コロナウイルス感染症への対応、福島県沖地震の対応などで横ばいであったが、2022 年度は、新型コロナウイルス感染症に係る全数届出の見直し等により 2021 年度と比較し減少した。

■時間外勤務の縮減に向けた取り組み

- 1 郡山市特定事業主行動計画(2016 年 4 月前期計画策定、2021 年 4 月後期計画策定)にて、「時間外勤務を年間 360 時間以上行う職員の割合を 8 %以下にする」目標値を設定し、時間外勤務の縮減に努めている。
- 2 時間外勤務に関する指針(2016 年 7 月策定、2019 年 4 月改定)
 - 時間外勤務の適正な運用及び縮減に取り組み、職員の健康維持とワーク・ライフ・バランスの推進を図り、誰もが健康で働きやすい職場を実現を目指す。
 - (1)時間外勤務時間の上限・・・時間外勤務の事前命令の原則、時間外勤務の状況の適切な把握及び管理の徹底(原則月間 45 時間・年間 360 時間など)
 - (2)定時退庁日等・・・毎週水曜日の「定時退庁日」、毎月第 3 金曜日は「ワーク・ライフ・バランス推進デー」、各所属で月 1 日設定する「定時退庁促進日」の実施
- 3 時間外勤務を適切に管理する取組みの試行
 - 2023 年 6 月から、終礼を実施し「時間外勤務の事前命令の徹底」「業務のワークシェアの検討」を行うとともに、正規の勤務時間終了後、時間外勤務命令を受けていない職員は、速やかに PC 端末の電源を落とし、退庁を促す取組みを試行している。